

NPO法人SAVA SPORTS CLUB

ガバナンス

第1条: 目的

1. 特定非営利活動法人SAVA SPORTS CLUB(以下、「クラブ」とする)は、地域社会におけるスポーツの普及と振興を目的とする。
2. クラブは、健全な運営と透明性を重視し、会員の利益と地域社会の発展を追求する。

第2条: 組織形態

1. クラブは、特定非営利活動法人として運営される。
2. クラブは、理事会、会員総会、事務局(もしくは事務スタッフ)、監事からなる組織体制を持つ。

第3条: 理事会

1. クラブの最高意思決定機関は理事会とする。
2. 理事会は、クラブの方針や運営に関する重要な決定を行う責任を持つ。
3. 理事会の構成員は、クラブの活動に関心を持ち、組織の目的を実現するために尽力する人々から選出される。

第4条: 会員総会

1. 会員総会は、クラブの全会員を対象に開催される。
2. 会員総会は、クラブの重要な事項について意見交換や承認を行う場として機能する。
3. 会員総会は、定期的で開催され、必要に応じて臨時会が開催される。

第5条: 事務局(もしくは事務スタッフ)

1. クラブは、事務局(もしくは事務スタッフ)を運営する。
2. 事務局(もしくは事務スタッフ)は、クラブの日常業務を遂行し、組織の円滑な運営を支援する。
3. 事務局(もしくは事務スタッフ)は、理事会の指示の下で業務を遂行する。

第6条: 監事

1. クラブは、監事を選任する。
2. 監事は、クラブの財務状況や運営の正当性を監査する責任を持つ。
3. 監事は、定期的にクラブの活動や経理について報告を行う。

第7条: 運営規程

1. クラブは、適切な運営規程を策定し、遵守する。
2. 運営規程は、組織の内部ルールや会員の権利・義務、会計処理などに関する事項を含む。

第8条: 情報公開と透明性

1. クラブは、会員や関係者に対して適切な情報公開を行い、透明性を確保する。

2. 重要な決定や活動の報告は、定期的に会員や関係者に提供される。

第9条: 改正手続き

1. 本ガバナンスは、必要に応じて改正されることがある。
2. 改正は、理事会の承認を経て、会員総会での承認を得る必要がある。